



# e-Taxを利用して源泉所得税が納付できます!

国税電子申告・納税システム（e-Tax）による納付手続は次のとおりです。

**ご利用開始までの流れ**（e-Taxソフト（WEB版）を利用する場合）

※ e-Taxソフト（WEB版）はWebブラウザ上で納付手続を利用できます。なお、パソコンにe-Taxソフトをインストールして納付手続を利用することも可能です。

## 1 e-Taxソフト（WEB版）の準備をします。

e-Taxソフト（WEB版）をご利用になる際に、事前準備セットアップが必要な場合があります。事前準備セットアップについては、e-Tax ホームページ「e-Taxソフト（WEB版）のご利用に当たって【パソコン】」をご確認ください。



## 2 e-Taxの開始届出を行います。

e-Taxをはじめてご利用になる場合は、e-Taxの開始届出書の提出（送信）が必要です。e-Taxソフト（WEB版）を利用して開始届出書の提出（送信）を行うと、利用者識別番号を通知する画面が表示されます。

※1 e-Taxの開始届出の方法は、他にも、e-Taxホームページの「e-Taxの開始（変更等）届出書作成・提出コーナー」を利用する方法や所轄税務署に書面で提出する方法があります。

2 e-Taxソフト（WEB版）の操作方法については、e-Taxホームページ（e-Taxソフト（WEB版）ご利用ガイド）をご覧ください。



## 3 税務署又は金融機関等に対し納付のための手続（準備）を行います。

納付手続は、次のとおり様々な方法がありますので、ご自身で選択し、納付手続を行ってください。なお、各納付手続の詳しい内容については、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」([https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/gensen\\_nouzei/cashless.htm](https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/gensen_nouzei/cashless.htm))をご覧ください。



「源泉所得税の納税手続」

### ① ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）を利用する場合

ダイレクト納付利用届出書を所轄の税務署へ提出します。

個人事業者の方は e-Tax からダイレクト納付利用届出書を提出（送信）することができ、金融機関届出印や電子証明書が不要となります。

書面でダイレクト納付利用届出書を提出していただいてから利用可能となるまでに1か月程度かかりますが、e-Taxでの提出（送信）の場合は、1週間程度でご利用できます。

ダイレクト納付利用届出書の記載方法や、ご利用可能な金融機関等の詳細については、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」の「ダイレクト納付」でご確認ください。

令和6年4月1日以降、e-Taxの徴収高計算書データを送信する画面において「自動ダイレクトを利用する」旨の項目が表示され、チェックを入れて送信すると、徴収高計算書データの送信と併せてダイレクト納付の手続が可能となりました。

※ 法定納期限当日に電子申告を行った場合はその翌取引日に口座引落しされます。

### ② インターネットバンキングで納付を行う場合

金融機関とインターネットバンキングの契約をします。利用するためには、お取引先の金融機関で「税金・各種料金払込みサービス」（ペイジー）が提供されている必要がありますので、あらかじめ金融機関にご確認ください。

### ③ クレジットカード納付を利用する場合

利用可能なクレジットカードをご準備ください（利用可能なクレジットカード等の詳細については、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」の「クレジットカード納付」でご確認ください。）。

※ 納付税額に応じた決済手数料がかかります（決済手数料は、国の収入になるものではありません。）。

### ④ スマホアプリ納付を利用する場合

スマートフォンをご準備ください。

※1 納付できる金額は30万円以下となります。

※2 事前にPay払い（〇〇ペイ）へのアカウント登録及び残高のチャージが必要です。

これで納付のための手続（準備）は完了です。具体的な納税のしかたについては次ページをご覧ください。

## スマートフォンなどを利用して源泉所得税が納付できます。

スマートフォンやタブレット端末からも、e-Taxソフト（WEB版）を利用することにより、源泉所得税を納付できます。

詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）、e-Taxホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp>）をご覧ください。

# ☆☆ e-Tax を利用した納付のしかた (源泉所得税) ☆☆

国税電子申告、納税システム (e-Tax) の利用のための事前準備 (前ページをご覧ください。) の後、ダイレクト納付などによる納付が可能となります。

e-Taxソフト (WEB版) を利用した源泉所得税及び復興特別所得税の納付のしかたは次のとおりです。

## 1. 徴収高計算書データの作成・送信

開始届出を送信し取得した「利用者識別番号」とe-Taxに登録した「暗証番号」を用いてe-Taxソフト (WEB版) にログインし、徴収高計算書データを作成・送信します。

※ 納付すべき税額がない場合 (納付税額0円) の徴収高計算書データについても送信することができます。

e-Taxを利用することにより所得税徴収高計算書 (納付書) が不要となる方につきましては、「所得税徴収高計算書用紙の送付の要否」欄の「1 送付不要」を選択し、徴収高計算書データを送信してください。  
次回の年末調整関係書類送付時から納付書の送付 (郵送) を省略いたします。

区分	令和7年	令和7年	令和7年	令和7年	令和7年
納税種別	納付額	納付額	納付額	納付額	納付額
源泉所得税 (01)	令和7 1 25 ~ 6 25	12	3,240,000		83,400
復興特別所得税 (02)	~	~	~	~	~
源泉控除の 基金 (06)	~	~	~	~	~
源泉控除 基金 (07)	~	~	~	~	~
控除等 の 税額 (08)	~	~	~	~	~
役員給与 (09)	~	~	~	~	~
以上の支払 決定年月日	~	~	~	~	~
納税額					83,400
納付税額					83,400

## 2. 納付方法の選択

データを送信後表示される受信通知又はメッセージボックス一覧から納付区分番号通知を表示し、納付方法を選択します。

### ① ダイレクト納付を利用する場合

納付予定日に応じて、画面の「今すぐに納付される方」又は「納付日を指定される方」のボタンをクリックします。

### ② インターネットバンキングで納付を行う場合

画面の「インターネットバンキング」ボタンをクリックし、以後、画面の案内に従い、お取引先の金融機関のインターネットバンキングにログインします。

### ③ クレジットカード納付を利用する場合

画面の「クレジットカード納付」ボタンをクリックし、「国税クレジットカードお支払サイト」へアクセスします。

### ④ スマホアプリ納付を利用する場合

画面の「スマホアプリ納付」ボタンをクリックし、「国税スマートフォン決済専用サイト」 (スマートフォン専用) へアクセスします。

受信通知 (納付区分番号通知)

通知内容  
送信されたデータを受け付けました。  
なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

※ 納付手続の進捗にご確認ください。  
選択された納付手続が完了しないまま、本画面または別ウィンドウ (外部サイト) において、別途、納付手続をされた場合、二重に納付されるおそれがありますのでご注意ください。

利用者識別番号	2631042922100090
氏名又は名称	株式会社国税局
代表者氏名	国税太郎
受付番号	20250710120357171511
受付日時	2025/07/10 12:03:57

ダイレクト納付

届出をした預貯金口座よりダイレクト納付を行うことができます。

① 今すぐに納付される方  
納付日を指定される方

電子納税

「ATMやインターネットバンキング、モバイルバンキング」をご利用の際に以下のとおり入力してください。  
(控えを取るか、印刷されることをお勧めします。)

収納機関番号 00200

納付金額 83,400 円

インターネットバンキングにより電子納税を行う方は、「インターネットバンキング」ボタンを押してください。

② インターネットバンキング

クレジットカード納付

クレジットカードにより納付を行う方は「クレジットカード納付」ボタンを押して、「国税クレジットカードお支払サイト」で納付手続を行ってください。  
なお、「国税クレジットカードお支払サイト」は、国税庁長官が指定した納付受託者が運営する国税のクレジットカード納付専用の外部サイトです。

納付先	国税税務署
納付金額	83,400 円

③ クレジットカード納付

スマホアプリ納付

スマホアプリ納付を行う方は、「スマホアプリ納付」ボタンを押して、「国税スマートフォン決済専用サイト」で納付手続を行ってください。  
なお、「国税スマートフォン決済専用サイト」は、国税庁長官が指定した納付受託者が運営する国税のスマホアプリ納付専用の外部サイトです。

納付先	国税税務署
納付金額	83,400 円

④ スマホアプリ納付

## 3. 納付

### ① ダイレクト納付を利用する場合

納付日を指定して納付する場合は、振替を行う預貯金口座を選択し、納付日を指定した後、画面の「納付」をクリックすると、選択した預貯金口座から指定した期日に振替が行われ、納付が完了します。

「自動ダイレクト」を利用する場合は、「1. 徴収高計算書データの作成・送信」時にチェックボックスにチェックを入れてください。

### ② インターネットバンキングで納付を行う場合

インターネットバンキングにログインすると、払込情報が画面に表示されますので、内容を確認し納付手続を行います。

### ③ クレジットカード納付を利用する場合

「国税クレジットカードお支払サイト」が表示されますので、注意事項及びe-Taxから引き継がれた内容 (納付金額等) を確認し納付手続を行います。

### ④ スマホアプリ納付を利用する場合

「国税スマートフォン決済専用サイト」が表示されますので、注意事項及びe-Taxから引き継がれた内容 (納付金額等) を確認し納付手続を行います。

※ 1 納付期限内に徴収高計算書データを送信した場合であっても、期限後に電子納税を行ったときは、延滞税や不納付加算税などを負担しなければならないことがありますのでご注意ください。

2 ダイレクト納付の場合、納付手続完了後、「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので必ずご確認ください。また、納付日の指定を行った場合は、指定した日の前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。

3 クレジットカード納付の場合、納付手続完了後、「クレジットカード納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので必ずご確認ください。

4 スマホアプリ納付の場合、納付手続完了後、「スマホアプリ納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので、必ずご確認ください。

# ○「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」記載要領

ダイレクト方式による電子納税を新規に利用される方又は届出内容を変更される方は、     内に必要事項を記載し、預貯金口座の届出印を押印後、住所地等を所轄する税務署へ提出してください。

- ① 提出年月日を記載します。
- ② 提出先の税務署名を記載します。
- ⑤ 郵便番号、電話番号、預貯金口座に登録されている所在地(住所)を記載します。
- ⑥ 上記⑤の所在地(住所)と申告書等に記載した所在地(住所)が異なる場合には、申告書等に記載した所在地(住所)を記載します。
- ⑦ **預貯金口座の名義とフリガナ**を記載します。  
【注】 1 申告等を行う法人名義(本人名義)の口座に限りです。  
2 口座名義に代表者氏名等(屋号等)が含まれている場合には、必ず代表者氏名等(屋号等)も記載してください。
- ⑧ **銀行等**をご利用になる場合、金融機関の名称及び支店名等を記載し、預金種別を○で囲み、口座番号を記載します。  
なお、農協・漁協については、現在、ダイレクト納付は、ご利用できません。  
【注】 お手持ちの口座の口座番号が7桁未満である場合は、お手数ですが頭部を0で埋めてください。  
【例】 0001234
- ⑨ **ゆうちょ銀行**をご利用になる場合、記号番号を記載します。  
【注】 前半の記号は必ず5桁となります。  
また、後半の番号は左詰で記載してください。  
【記載例】  
1 総合口座・通常貯金・通常貯蓄貯金の場合  
記号 1 1 9 4 0 番号 1 2 3 4 5 6 7 1  
記号番号 1 1 9 4 0 - 1 2 3 4 5 6 7 1  
2 振替口座の場合  
記号 0 1 9 3 0 1 番号 1 2 3 4 5 6  
記号番号 0 1 9 3 0 - 1 2 3 4 5 6 1

法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3  
※個人の方は個人番号の記載は不要です。

### 国税ダイレクト方式電子納税依頼書 兼国税ダイレクト方式電子納税届出書

令和××年 5 月 7 日提出

税務署長 あて

氏名(法人名及び代表者氏名)  
**株式会社 国税商事  
代表取締役 国税 太郎**

私(当社)は、国税について、電子納税(ダイレクト方式)を利用することとしたいので届け出ます。  
なお、税理士から申告書等を代理送信した場合には、税理士が私(当社)に代わって電子納税(ダイレクト方式)手続の実行をできるよう、あわせて届け出ます。

取扱金融機関 御中

私(当社)は、国税の納付を電子納税(ダイレクト方式)により納付することとしたいので、下記約定を確約の上、依頼します。

住所(所在地)	(〒 100 - 0004) 電話 03 ( 1234 ) 5678 <b>東京都千代田区大町1-×-×</b>	(金融機関お届け印) <b>商 国 税 務 署</b>
(申告納税地)	<b>東京都千代田区豊ヶ関3-×-×</b>	
氏名(法人名及び代表者氏名)	(フリガナ) <b>カブシキガイシャコクセイショウジ ダイヒョウトシマリアク コクゼイタロウ</b>	印影が不鮮明な場合には、こちらにも押印してください。
指定金融機関	<b>財務</b> (銀行) 信用金庫 労働金庫・農協 信用組合・漁協 <b>東京</b> 本店・支店 本所・支所 出張所	
1 預金種別	1 普通 2 当座 3 納税準備 口座番号 (ゆうちょ銀行以外) 1 2 3 4 5 6 7	
ゆうちょ銀行	記号番号	

2 振替日時: 納付情報送付日時  
3 利用開始日: ダイレクト方式電子納税(ダイレクト納付)登録完了通知の受信日以降

(不備事由) 1 金融機関番号エラー 4 口座情報不完全 2 整理番号等未登録 5 その他 3 重複入力	約 定 一 国税庁の電子情報処理組織を使用して私(当社)名義の国税の納付に必要な情報(以下「納付情報」という。)が送付されたときは、私(当社)に通知することなく納付情報に記録された金額を指定預貯金口座から引き落としの上、納付してください。この場合、当該納付に係る領収証書は省略されて差し支えありません。 二 前項の指定預貯金口座からの引き落としに当たっては当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。 三 指定預貯金残高が振替日時において納付情報に記録された金額に満たないときは、私(当社)に通知することなく納付情報を返戻されても差し支えありません。 四 この契約は、貴店(組合)が相当の事由により必要と認めた場合には私(当社)に通知されることなく解除されても異議はありません。 五 この契約を解除する場合には、私(当社)から税務署を経由して指定した金融機関に書面をもって届け出ます。 六 この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店(組合)の責によるものを除き、貴店(組合)には迷惑をかけません。
---------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

税務署整理欄 入 力 訂 正 入 力 送 付 登 録 金融機関番号 整理番号	(不備返却事由) A 印鑑相違 F 住所相違 B 印鑑不鮮明 G 支店名相違 C 口座番号相違 H その他 D 口座該当なし E 名義人相違 (備考)
-------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------

金融機関整理欄 (口座識別番号) (認証番号)	受 付 印 鑑 照 合 検 印 (口座識別番号) (認証番号)
-------------------------------	---------------------------------------

- ※記載要領は、法人を例に示しています。
- ③ 法人番号を記載します。  
※個人の方は個人番号の記載は不要です。
  - ④ 法人名及び代表者氏名(氏名)を記載します。
  - ⑩ ①から⑨までを記載後、**預貯金口座の届出印を押印(又は届出サイン)**します。  
印影が不鮮明な場合には、下の欄へ押し直してください。
  - ⑪ 利用者と金融機関及び税務署間の契約についての約定を必ずご確認ください。

